

施策目標個票

(国土交通省4-⑪)

施策目標	住宅・市街地の防災性を向上する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	防災性の高い施設及び環境を整備することにより、住宅・市街地における安全・安心度を高める。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠) 業績指標の細分類の9つの指標のうち、「N」である1つを除いた8指標では、過半の5指標において目標達成に向けた成果を示しており、主要な業績指標についても、「N」を除く4指標中3指標が目標達成に向けた成果を示していることから、総合的に判断し、「相当程度進展あり」とした。
	施策の分析	防災性の高い施設及び環境を整備することにより、住宅・市街地における安全・安心度を高めていると評価できる一方で、一定の進捗はしているものの、目標を達成していない業績指標があるため、進展に向けて所要の施策を実施する必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	今後とも大規模地震や気候変動による降雨の局地化、集中化、激甚化といった災害リスクを踏まえ、住宅・市街地の脆弱性を軽減させるようなハード・ソフト両面にわたる諸施策を講じ、総合的な観点から安全で安心して暮らせるまちづくりを進める。

	31 一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された都市の割合	初期値	実績値					評価	目標値
		H30年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		R7年度
		64.1%	64.1%	64.5%	65.9%	67.6%	集計中	B	75.0%
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—		
	32 防災指針を作成する市町村数	初期値	実績値					評価	目標値
		R2年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		R7年度
		0	—	—	0	85	172	A	600
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—		
	33 危険密集市街地の面積及び地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率(①面積、②地域防災力の向上に資するソフト対策)	初期値	実績値					評価	目標値
		R2年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		①R12年度 ②R7年度
		①2,220 ②46	—	—	①2,220 ②46	①1,989 ②92	①1,875 ②92	①B ②A	①おおむね解消 ②100%
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—		
	34 災害時における機能確保率(①主要な管渠、②下水処理場、③ポンプ場)(*)	初期値	実績値					評価	目標値
		R元年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度		R7年度
		①約52% ②約37% ③約31%	—	①約52% ②約37% ③約31%	①約54% ②約38% ③約34%	①約55% ②約40% ③約37%	集計中	①A ②A ③A	①約60% ②約42% ③約38%
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—		
	35 ①住宅②耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率(*)	初期値	実績値					評価	目標値
		①H30年 ②R2年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年		①R12年 ②R7年
		①約87% ②要緊急:約89% (要安全含む:約74%)	①約87% ②—	①— ②—	①— ②要緊急:約89% (要安全含む:約74%)	①— ②要緊急:約90% (要安全含む:約73%)	①— ②要緊急:約90% (要安全含む:約71%)	①N ②B	①おおむね解消 ②おおむね解消
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—		
	参25 最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数(◆)	初期値	実績値					評価	目標値
		R元年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		R7年度
		15	—	15	77	105	集計中		800
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—		

参考指標	参26 都市再生安全確保計画等の策定数とPDCAサイクルの実施数	初期値	実績値					評価	目標値
		H30年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		R5年度
		100	100	116	129	147	164		150
	年度ごとの目標値		/	100	110	120	130	140	/
	参27 災害レッドゾーンにおける危険な自己業務用施設に係る開発許可件数	初期値	実績値					評価	目標値
		(平成28~30年度の平均)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		R4年度
		19	-	-	12	11	集計中		0
	年度ごとの目標値		/	-	-	-	-	-	/
	参28 災害対応拠点を含む都市開発が予定される拠点地区で自立分散型面的エネルギーシステムが導入される地区数	初期値	実績値					評価	目標値
		R2年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		R7年度
		11地区	8地区	11地区	11地区	12地区	13地区		16地区
	年度ごとの目標値		/	-	-	-	-	-	/
	参29 地下街防災推進計画等に基づく耐震対策が完了した地下街の割合	初期値	実績値					評価	目標値
		R1年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		R7年度
57%		-	57%	65%	72%	集計中	80%		
年度ごとの目標値		/	-	-	-	-	-	/	
参30 水害時における下水処理場等の機能確保率	初期値	実績値					評価	目標値	
	R年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		R8年度	
	0%	-	-	-	7.4%	集計中		100%	
年度ごとの目標値		/	-	-	-	-	-	/	
参31 面的な市街地整備等の実施地区における都市機能の移転や防災機能強化等に取り組む対策実施率	初期値	実績値					評価	目標値	
	R2年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		R7年度	
	0%	-	-	0%	2.5%	10%		70%	
年度ごとの目標値		/	-	-	-	-	-	/	
参32 大規模盛土造成地の安全性を把握する調査に着手した実施率	初期値	実績値					評価	目標値	
	R1年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		R7年度	
	4.1%	-	4.1%	6.3%	10.4%	16.7%		60%	
年度ごとの目標値		/	-	-	-	-	-	/	
参33 液状化ハザードマップ高度化の実施市区町村数	初期値	実績値					評価	目標値	
	R1年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		R7年度	
	0	-	0	0	2	3		25	
年度ごとの目標値		/	-	-	-	-	-	/	
参34 復興まちづくりのための事前準備に取り組んでいる地方公共団体の割合	初期値	実績値					評価	目標値	
	R2年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		R7年度	
	55%	-	-	55%	62%	65%		75%	
年度ごとの目標値		/	-	-	-	-	-	/	

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度要求額
	当初予算(a)	141,494	158,922	170,212	183,480
補正予算(b)	6,296	62,493	171,174		/
前年度繰越等(c)	53,149	71,165	134,963		/
合計(a+b+c)	200,939	292,580	476,349	183,480	/
	<0>	<0>	<0>	<0>	/
執行額(百万円)	113,054	135,093	/	/	/
翌年度繰越額(百万円)	71,165	134,963	/	/	/
不用額(百万円)	16,721	22,524	/	/	/

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和5年6月26日)
-----------------	-----------------------

担当部局名	都市局	作成責任者名	公園緑地・景観課(課長 伊藤 康行)	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	-----	--------	--------------------	----------	--------

業績指標 3 1

一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合

評 価

B	目標値：75.0% (令和7年度) 実績値：集計中 (令和4年度) 67.6% (令和3年度) 初期値：64.1% (平成30年度)
---	---

(指標の定義)

人口5万人以上の都市における、災害応急対策施設(「備蓄倉庫」、「耐震性貯水槽」、「放送施設」)のいずれかが整備され、地域の避難・防災の拠点となるオープンスペース※が確保された都市数の割合(なお、東京特別区及び政令指定都市においては、区を1都市と扱う。)

<分母>人口5万人以上の都市数

<分子>「備蓄倉庫」、「耐震性貯水槽」、「放送施設」のいずれかが整備され、地域の避難・防災の拠点となるオープンスペースが確保された都市数

※誰もが簡単にアクセスできて、永続性が担保される公的空間。

(目標設定の考え方・根拠)

都市の防災機能の向上を図るため、長期的には100%を目指している。これまでの実績を踏まえ、令和7年度の目標値約75%を設定。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体(事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

- ・第169回国会 施政方針演説(平成20年1月18日)「都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。
- ・第183回国会 施政方針演説(平成25年2月28日)「首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。

【閣議決定】

- ・国土強靱化基本計画(平成30年12月14日)(第3章 国土強靱化の推進方針 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針(2)住宅・都)
 - 密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、ブロック塀等の安全対策など、学校や避難路等の安全を確保する取組を推進する。

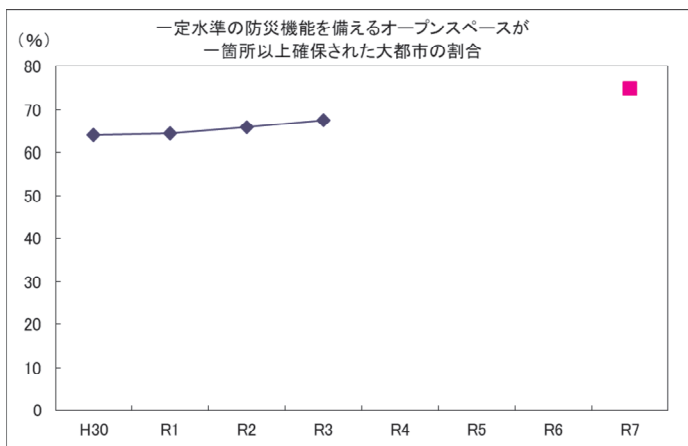
【閣決(重点)】

- ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H30	R1	R2	R3	R4	R5
64.1%	64.5%	65.9%	67.6%	集計中	



主な事務事業等の概要

○防災公園の整備（◎）

災害時の避難地や防災拠点となる防災公園の整備により、都市の防災機能の向上を図り、安全で安心できる都市づくりを推進する。

予算額：社会資本整備総合交付金 5,713 億円、防災・安全交付金 8,156 億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金 368 億円の内数（令和 4 年度国費）

社会資本整備総合交付金 6,311 億円、防災・安全交付金 8,540 億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金 477 億円の内数（平成 3 年度国費）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

「順調でない」

令和 4 年度の実績値は集計中であるが、一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合は令和 2 年度 65.9%、令和 3 年度 67.6%と着実に増加している。しかしながら過去のトレンドを延長した場合、目標年度に目標値を達成しないと見込まれることから、目標の達成に向け引き続き努力が必要である。

（事務事業等の実施状況）

都市における防災機能を強化し、安全で安心できる都市づくりを推進するため、帰宅困難者対策のための既存公園の防災機能強化や、震災時の避難地や防災拠点となる都市公園等の整備を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・本業績指標は初期値からは上昇しているものの、近年の実績値から推計すると目標年度である令和 7 年度において、目標値の達成ができないことから、B 評価とした。その要因として、限られた予算の中で、公園施設の老朽化対策等も実施する必要があることから、進展が大きくなかったことが挙げられる。
- ・近年の大規模災害の影響を受け、各都市における防災に対する危機意識が高まっていることを踏まえ、都市における防災機能を強化し、安全で安心できる都市づくりを推進するため、引き続き災害時の避難地や防災拠点となる都市公園等の整備を推進していく必要がある。

担当課等（担当課長名等）

担当課：公園緑地・景観課（課長 伊藤 康行）

業績指標 3 2

防災指針を作成する市町村数

評 価

A

目標値：600 市町村（令和 7 年度）
 実績値：172 市町村（令和 4 年度）
 初期値：0 市町村（令和 2 年度）

（指標の定義）

都市計画区域が指定されている市町村 1,374 市町村(令和 2 年 3 月 31 日現在、東京都区部を含む)のうち、立地適正化計画に防災指針を記載した市町村数

（目標設定の考え方・根拠）

- ・居住の安全性等の防災・減災対策の取組を推進するため、令和 2 年度に都市再生特別措置法の一部を改正し、立地適正化計画に防災指針を記載することを位置づけたところ。
- ・令和 6 年度には 600 市町村が立地適正化計画を作成していることが見込まれており、また令和 2 年度の法改正以前に作成された立地適正化計画についてもおおむね 5 年ごとの評価の際に見直して防災指針を作成することを想定し、令和 7 年度には作成される全ての立地適正化計画に防災指針が記載されることを目指すこととし、令和 7 年度末の目標作成都市数を 600 市町村と設定。

（外部要因）

—

（他の関係主体）

市町村（立地適正化計画の作成主体）

（重要政策）**【施政方針】**

—

【閣議決定】

- ・都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）
- ・都市再生基本方針（平成 14 年 7 月 19 日）

我が国の都市を、文化と歴史を継承しつつ、豊かで快適な、さらに国際的にみて活力に満ちあふれた都市に再生し、将来の世代に「世界に誇れる都市」として受け継ぐことができるようにする。その際、以下の観点を重視する。

ア 高度成長期を通じて生じていた都市の外延化を抑制し、求心力のあるコンパクトな都市構造に転換を図る。（第一. 2）等
- ・経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和 4 年 6 月 7 日）

災害リスクや人口動態の変化を見据えた立地適正化を促進するとともに、建築・都市の DX 等を活用しつつ都市再生を促進し、公園の利活用等による人間中心のまちづくりを実現する。
- ・新しい資本主義 実行計画 フォローアップ（令和 4 年 6 月 7 日）

（交通・物流、インフラ、都市の課題解決）

…インフラ分野の DX、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を進め、生産性・利便性向上、民間投資の喚起などのインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める。

（都市の競争力向上）

多様な働き方・暮らし方に対応したコンパクトでウォークアブルなまちづくりを推進する
- ・デジタル田園都市国家構想基本方針(令和 4 年 6 月 7 日)

i 魅力的な地方都市生活圏の形成

都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）における立地適正化計画制度と地域公共交通の活性化及び再生に関する法律における地域公共交通計画制度について、市町村に対するコンサルティング等により計画の作成・実施を促進するとともに、関係省庁で構成される「コンパクトシティ形成支援チーム」の枠組みを通じ、支援施策の充実、モデル都市の形成・横展開、取組成果の見える化等を進め、市町村を省庁横断的に支援し、コンパクト・プラス・ネットワークの取組の裾野を拡大する。
- ・デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和 4 年 12 月 23 日）

④魅力的な地域をつくる

多様な暮らし方を支える人間中心のまちづくりを実現し、持続可能な都市を形成するため、都市機能の高度化等、コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくりの取組が重要である。そのため、生活サービス機能と居住を中心拠点や生活拠点に誘導し公共交通で結ぶコンパクト・プラス・ネットワークの取組及び官民の既存ストックの活用による多様な働き方・暮らし方に対応した「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりを推進する。

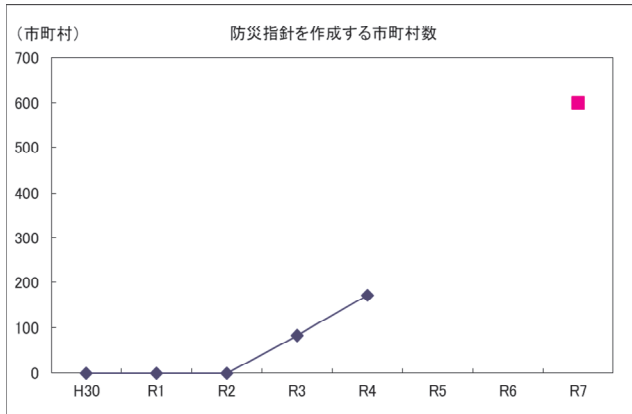
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（令和 3 年 5 月 28 日）「第 3 章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H30	R1	R2	R3	R4
—	—	0市町村	85市町村	172市町村



主な事務事業等の概要

コンパクトシティ形成支援事業
市町村による立地適正化計画の作成等に対する補助制度。
予算額：6.4億円（令和4年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

過去の実績値によるトレンドの延長では、目標年度に目標達成するペースではないものの、令和2年度の法改正により立地適正化計画に防災指針を記載することを位置付けて以降、防災指針作成市町村は順調に増加しており、直近の市町村アンケート（R5.3末時点）では、約600市町村が令和7年度までに防災指針の作成意向を示していることから、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

(事務事業等の実施状況)

コンパクトシティの形成を促進するとともに、市町村における防災指針の作成や防災指針に位置付けた施策の推進等を支援するため、関係府省庁で構成する「コンパクトシティ形成支援チーム」において、防災に関与する部局により防災タスクフォースを設置し、市町村に対する省庁横断・ワンストップの相談体制を構築した。また、都市の防災・減災対策に意欲的に取り組む「防災コンパクト先行モデル都市」を形成し、防災指針に関する先行した取組について横展開を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、順調に推移しており、目標達成に向けた成果を示しているため、Aと評価した。今後も、目標達成に向けて、現在の施策を着実に推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局都市計画課（課長 鈴木 章一郎）
関係課：

業績指標 33

危険密集市街地の面積及び地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率(①面積、②地域防災力の向上に資するソフト対策)

評価

- ① B
② A

目標値：①おおむね解消（令和12年度）
②100%（令和7年度）
実績値：①1,875ha（令和4年度）
②92%（令和4年度）
初期値：①約2,220ha（令和2年度）
②約46%（令和2年度）

（指標の定義）

①危険密集市街地の面積

危険密集市街地とは、密集市街地のうち、延焼危険性や避難困難性が高く、地震時等において、大規模な火災の可能性、又は道路閉塞による地区外への避難経路の喪失の可能性があり、生命・財産の安全性の確保が著しく困難で、重点的な改善が必要な地震時等に著しく危険な密集市街地

②地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率

（分子）地域防災力の向上に資するソフト対策を実施した地区数

（分母）令和2年度末の危険密集市街地の地区数（111地区）

（目標設定の考え方・根拠）

危険密集市街地の最低限の安全性を確保するため、「住生活基本計画」（令和3年3月19日閣議決定）および「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）において設定している成果指標・目標から設定したもの。

- ① 危険密集市街地は、平成23年の設定時点で5,745ha存在していたが、整備改善が進み、令和4年度末で1,875haとなり、引き続き、危険密集市街地の最低限の安全性確保を進めることが必要。従前の目標期間を10年間延長し、令和12年度までにおおむね解消することを目指す。
- ② 危険密集市街地の整備改善を加速化し、より一層の安全性を確保するためには、ソフト対策を強化することが求められるため、新計画においてソフト対策の成果指標を導入し、令和7年度までに全ての地区において取組を実施することを目指す。

（外部要因）

目的達成には、地方公共団体による市街地整備および老朽住宅の建替え等を進める必要があるが、それらは高齢化の進展や経済状況等に影響される。

（他の関係主体）

地方公共団体、都市再生機構等（事業主体）

（重要政策）**【施政方針】**

- ・ 第208回国会 施設方針演説（令和4年1月17日）「五年間で十五兆円規模の集中対策を進め、引き続き、強い覚悟を持って、防災・減災、国土強靱化を強化します。」
- ・ 第211回国会 施設方針演説（令和5年1月23日）「五か年加速化対策の着実な推進に加え、中長期的・継続的・安定的に防災・減災、国土強靱化を進めるため、新たな国土強靱化基本計画を策定します。」

【閣議決定】

- ・ 国土強靱化基本計画の変更（平成30年12月14日）（第3章国土強靱化の推進方針 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針（2）住宅・都市）密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、ブロック塀等の安全対策など、学校や避難路等の安全を確保する取組を推進する。
- ・ 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日）（第3章各項目の主な具体的措置）地震時等に著しく危険な密集市街地に関する緊急対策
- ・ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日）（第2章 重点的に取り組むべき対策 1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策（1）人命・財産の被害を防止・最小化するため

の対策)

地震時等に著しく危険な密集市街地対策

- ・住生活基本計画（全国計画）の全部変更(令和3年3月19日閣議決定)（第2 目標2）

地震時等に著しく危険な密集市街地の解消とそれにあわせた地域防災力の向上に資するソフト対策の強化

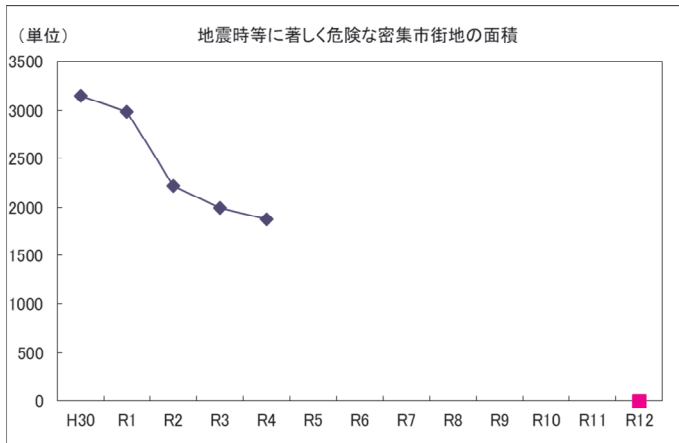
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（令和3年5月28日）「第3章に記載あり」

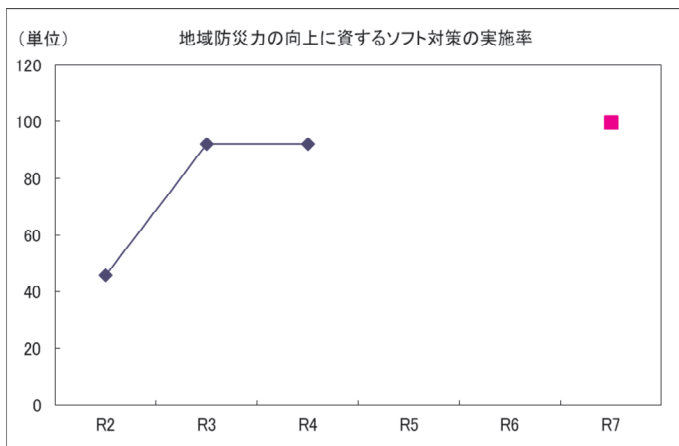
【その他】

- ・なし

過去の実績値（面積）					（年度）
H30	R1	R2	R3	R4	
3,149ha	2,982ha	2,219ha	1,989ha	1,875ha	



過去の実績値（ソフト対策実施率）			（年度）
R2	R3	R4	
46%	92%	92%	



主な事務事業等の概要

- ・密集市街地の改善整備の促進のため、各種制度を実施している。（◎）
予算額：防災・安全交付金 8,540億円の内数（令和3年度）
防災・安全交付金 8,156億円の内数（令和4年度）
（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。
- ・住宅市街地総合整備事業等により老朽住宅の除却・建替、地区施設等の整備を促進している。
- ・住宅地区改良事業等により不良住宅の買収・除却、改良住宅の建設、地区施設等の整備を促進している。
- ・密集市街地総合防災事業により密集市街地における総合的な環境整備を推進している。
予算額：密集市街地総合防災事業 45億円（令和3年度）

4.5億円（令和4年度）

- ・ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（所得税・法人税・個人住民税・法人住民税）
防災街区整備事業等の用に供するために土地等を譲渡した個人・法人に軽減税率を適用。
- ・ 防災街区整備事業の施行に伴い新築された防災施設建築物に係る特例措置（固定資産税）
防災街区整備事業の施行に伴い新築された、防災施設建築物に該当する家屋のうち、一定の要件を満たすものについては固定資産税を減額。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

地震時等に著しく危険な密集市街地の面積は、令和4年度末時点で1,875haと着実に減少しているものの、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標達成への進捗状況は順調でない。

地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率は、令和4年度末時点で92%と、目標達成に向けた成果を示している。令和4年度は令和3年度の実績値から横ばいとなっているが、家庭単位・地域単位・地域防災力の実効性を高めるための取組の3区分いずれも実施している地区の割合であり、3区分実施に満たない地区も、取組区分は増えている。そのため、今後も継続して実施することにより、目標年度には目標値を達成すると見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

- ・ 令和3年度において、条例等により防火規制が強化されている地区における空き家等の除却に対する補助率引き上げの時限措置を延長。
- ・ 令和4年度において、密集市街地の解消に向けたモデル的な取組や無接道敷地の解消に向けた土地の共同化を図る取組及びソフト対策への支援の強化を実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積は、令和4年度末時点で1,875haと、おおむね解消に向け毎年度着実に減少しているが、目標達成に向けた成果を示していないことからBと評価した。
- 地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率は、令和4年度末時点で92%と、目標達成に向けた成果を示しており、目標年度に目標達成すると見込まれるためAと評価した。
- 今後は、住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月閣議決定）に基づき、道路や公園の整備、老朽建築物等の除却・代替え等のハード対策を進めるとともに、より一層の安全性を確保するため、防災設備の設置や防災マップの作成等のソフト対策を促進していく。
- また、これまでの制度拡充による支援メニューの充実化等を通じて、東京都等において密集市街地解消のための市街地整備の進捗が確実に見られることから、引き続きこれらの支援を推進していくとともに、危険密集市街地の最低限の安全性確保を進めるため、地区毎のカルテを作成し、国と地方公共団体が一体的に進捗管理を行いながら取組を推進することとする。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局都市安全課（課長 岸田 里佳子）
住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 勝又 賢人）

関係課： 都市局都市計画課（課長 鈴木 章一郎）
都市局市街地整備課（課長 筒井 祐治）
都市局街路交通施設課（課長 服部 卓也）
都市局公園緑地・景観課（課長 伊藤 康行）
住宅局住宅総合整備課住環境整備室（室長 石井 秀明）
住宅局市街地建築課（課長 村上 慶裕）

業績指標 3 4

災害時における機能確保率（①主要な管渠、②下水処理場、③ポンプ場）*

評 価	
① A	目標値：①約 60%（令和 7 年度）、②約 42%（令和 7 年度）、 ③約 38%（令和 7 年度） 実績値：①約 55%（令和 3 年度）、②約 40%（令和 3 年度）、 ③約 37%（令和 3 年度） 集計中（令和 4 年度） 初期値：①約 52%（令和元年度）、②約 37%（令和元年度）、 ③約 31%（令和元年度）
② A	
③ A	

（指標の定義）

①主要な管渠

【分子】重要な幹線等のうち、耐震化が行われている延長

【分母】重要な幹線等の延長（重要な幹線等：流域幹線の管路、ポンプ場・処理場に直結する管路、河川・軌道等を横断する管路、緊急輸送路に埋設された管路）

②下水処理場

【分子】地震時においても、下水処理機能のうち、「揚水」・「沈殿」・「消毒」による最低限の機能が確保されている下水処理場の箇所数

【分母】全国の下水処理場の箇所数

③ポンプ場

【分子】地震時においても、揚水機能が確保されているポンプ場の箇所数

【分母】全国のポンプ場の箇所数

（目標設定の考え方・根拠）

①主要な管渠

地方公共団体が定めている「重要な幹線等」の延長のうち、耐震化事業に係る過去の整備状況を勘案し目標値を設定。

②下水処理場

地方公共団体の耐震化事業に係る過去の整備状況を勘案し目標値を設定。

③ポンプ場

地方公共団体の耐震化事業の実施予定から目標値を設定。

（外部要因）

地中埋設物関係者や地元との調整状況

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・防災、減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策（令和 2 年 1 2 月 1 1 日）
 第 2 章. 1.（2）交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策
 下水道施設の地震対策
- ・国土強靱化基本計画（平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日）
 「ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信）の管路や施設の耐震化・耐水化と老朽化対策、電気火災防止のために自動的に電力供給を停止する取組等による耐災害性の強化を図るとともに、（以下、略）」

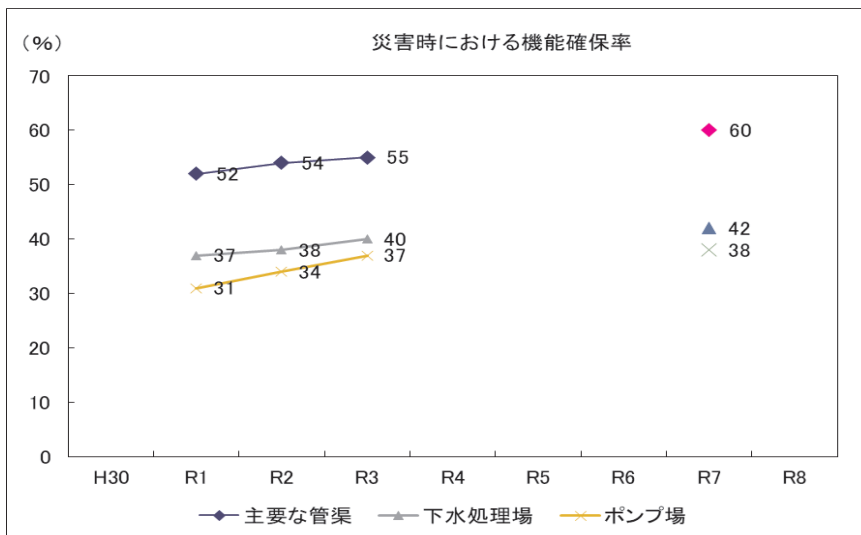
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（令和 3 年 5 月 2 8 日）「第 3 章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
—	① 5 2 % ② 3 7 % ③ 3 1 %	① 5 4 % ② 3 8 % ③ 3 4 %	① 5 5 % ② 4 0 % ③ 3 7 %	集計中 (8 月)



主な事務事業等の概要

○切迫する地震・津波等の災害に対するリスクの低減 (◎)

切迫する地震・津波等による被害の軽減を図るため、引き続き住宅、建築物、公共土木施設等の耐震化を進めるとともに、高台まちづくりの推進、都市公園等の整備、港湾の強靱化を進める。

○下水道施設の耐震化を推進

災害時における下水道施設の機能確保に向けて、主要な管渠、下水処理場及びポンプ場の耐震化をはじめとする下水道施設の地震対策を推進するため、事業を実施する地方公共団体に対して交付を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 5, 817億円の内数 (令和4年度国費)

防災・安全交付金予算額 8, 156億円の内数 (令和4年度国費)

下水道事業関連予算額 614億円の内数 (令和4年度国費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

① 順調である。

・主要な管渠の耐震化率については、令和3年度の実績値は約55% (47,466km/86,594km) であり、目標値である約60%に向け順調に推移している。防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策などを活用し、引き続き一層の支援を行っていく。

② 順調である。

・下水処理場の耐震化率については、令和3年度の実績値は約40% (840箇所/2,125箇所) であり、目標値である約42%に向け順調に推移している。防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策などを活用し、引き続き一層の支援を行っていく。

③ 順調である。

・ポンプ場の耐震化率については、令和3年度の実績値は約37% (1,509箇所/4,103箇所) であり、目標値である約38%に向け順調に推移している。防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策などを活用し、引き続き一層の支援を行っていく。

(事務事業等の実施状況)

平成21年度に重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」と、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進するための事業制度として創設した「下水道総合地震対策事業」について、令和4年度までの制度を、令和5年度から令和9年度まで5年間延伸した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・主要な管渠、下水処理場及びポンプ場の耐震化率については、目標値に向けて順調に推移していることから、いずれもAと評価した。
- ・防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策などを活用し、引き続き一層の支援を行っていく。
- ・さらに、下水道総合地震対策事業の拡充等による「防災」と「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を引き続き推進するとともに、被害を最小化する「減災」対策の一層の強化を図るため、近年の自然災害における課題等を踏まえた下水道事業における事業継続計画 (BCP) の見直しを推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課 （課長 石井 宏幸）

関係課：

業績指標 35

①住宅 ②耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率 *

評価	
① N	目標値：耐震性が不十分な住宅をおおむね解消（令和12年） 実績値：約87%（平成30年） 初期値：約87%（平成30年）
② B	目標値：耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消（令和7年） 実績値：要緊急 約90%（要安全含む 約71%）（令和4年） 初期値：要緊急 約89%（要安全含む 約74%）（令和2年）

(指標の定義)

- ① 住宅の耐震化率
住宅の総戸数のうち、耐震性を有するもの（※1）の戸数（いずれも居住世帯のある住宅の戸数）の割合
- ② 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率
耐震診断義務付け対象建築物（※2）の総棟数のうち、耐震性を有するもの（※3）の棟数の割合
- ※1 新耐震基準（昭和56年6月1日施行の改正建築基準法施行令の耐震基準）で建築されたもの、新耐震基準施行以前に建築されたもののうち耐震改修済みのもの又は耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられたもの。
- ※2 ・要緊急安全確認大規模建築物
平成27年12月31日時点で存在した不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等で、法令により規定されたもの。
・要安全確認計画記載建築物
地方公共団体が指定する避難路の沿道建築物及び都道府県が指定する防災拠点建築物で、今後も対象自体が追加されるもの。
- ※3 新耐震基準施行以前に建築されたもののうち耐震改修済みのもの又は耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられたもの。

(目標設定の考え方・根拠)

- ① 平成30年の耐震化率及び南海トラフ地震等の発生の切迫性を踏まえ、従来以上に所管行政庁等関係者の積極的な取り組みがなされることを求めるとともに、従来設定されていた目標（令和7年耐震性を有しない住宅のおおむね解消）を5年間スライドさせて設定。（住生活基本計画（令和3年3月閣議決定）等）
- ② 他の所管省庁において学校、病院等の施設について個別に耐震化率の目標の公表が進んできていることを踏まえ、特に耐震化の重要性の高い耐震診断義務付け対象の建築物に重点化した上で、令和7年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物の概ね解消を従来から引き続き目標として設定。（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）等）
- ※「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」において目標設定を検討し、令和2年5月にとりまとめ（https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000137.html）

(外部要因)

- 住宅・建築物の耐震改修や老朽化した住宅・建築物の建替え・除却等のペースは経済状況等に影響される。

(他の関係主体)

地方公共団体、耐震改修支援センター等

(重要政策)**【施政方針】**

- 第211回国会 施政方針演説（令和5年1月23日）「今年、関東大震災から百年の節目を迎えます。激甚化、頻発化する災害への対応も、先送りできない重要な課題です。五か年加速化対策の着実な推進に加え、中長期的、継続的、安定的に防災・減災、国土強靱化を進めるため、新たな国土強靱化基本計画を策定します。」

【閣議決定】

- 「住生活基本計画（全国計画）」（令和3年3月19日閣議決定）において、令和12年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することとされている。
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）の中長期目標において、令和7年までに耐震性の不足する耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消することとされている。

【閣決（重点）】

- 「社会資本整備重点計画」（令和3年5月28日）第3章に記載あり

【その他】

- 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号、令和3年12月改正施行。）において、令和12年までに耐震性が不十分な住宅を、令和7年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消するとの目標を掲げている。
- 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」（令和4年9月30日中央防災会議決定）や「国土強靱化年次計画2022」（令和4年6月21日国土強靱化推進本部決定）においても、これらと同じ目標が掲げられている。

たものの、目標年（令和7年）に向けてある程度の目標達成の目的が立ちつつあると考えられる。また、要安全確認計画記載建築物のうち、防災拠点建築物については令和3年から令和4年の1年間で8ポイント上昇し（59%→67%）目標達成の目的は立ちつつあるものの、避難路沿道建築物については令和4年で36%であり達成が難しいものと考えられる。このため、耐震診断義務付け対象建築物全体では達成が難しいものと考えられる。耐震改修促進法による耐震化に向けた取組の一層の強化や、地方公共団体における耐震化の取組（補助制度の整備・充実等）により、引き続き建築物の耐震化に向けた取組を実施する。

（事務事業等の実施状況）

①・②共通

- ・不特定多数の人が利用する大規模建築物等に対する耐震診断結果の報告の義務付け、建築物の耐震性に係る表示制度の創設等、耐震改修促進法の円滑な運用を図っている。
- ・平成25年度予算において、耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物に対し、住宅・建築物安全ストック形成事業による助成に加え、耐震対策緊急促進事業を創設し、国が重点的・緊急的に支援している。（令和3年度以降は地域防災拠点建築物整備緊急促進事業（建築物耐震対策緊急促進事業）として実施）

①住宅の耐震化

- ・従来からの防災・安全交付金等を活用した支援（住宅・建築物安全ストック形成事業）に加え、平成30年度予算において、耐震化に向けた積極的な取組を行っている地方公共団体を対象とした、原則戸当たり100万円の定額補助制度を創設し、耐震化の促進を図っている。
- ・平成25年度税制改正において、耐震改修を行った住宅に対する所得税の特別控除措置の延長・拡充を行うとともに、固定資産税については、地方公共団体が指定する特に重要な避難路沿道にある住宅は一般住宅より減額期間を延長する措置を講じている。また、令和4年度税制改正において、耐震改修を行った住宅に対する所得税の特別控除措置を令和5年12月までに延長するとともに、固定資産税の減額措置を令和5年度末まで延長している。
- ・住宅金融支援機構において、耐震改修促進法に基づく耐震改修工事及び同等の耐震性能を向上させるための耐震改修工事に必要な資金の貸し付けを行っている。
- ・平成26年12月に改正したマンション建替円滑化法において、耐震性の不足する要除却認定マンションを対象としたマンション敷地売却事業制度等を創設し、平成26年度税制改正において同事業に係る税制特例措置等（所得税、法人税、登録免許税、不動産取得税、事業税、事業所税、住民税及び消費税の軽減、控除又は非課税措置）を創設するとともに、平成26年度から専門家による相談体制の整備のための予算上の措置を講じている。
- ・令和2年に改正したマンション建替円滑化法により、耐震性不足のマンションを含む団地型マンションについて、多数決による敷地分割を可能とする敷地分割事業を創設し、令和2年度及び令和3年度税制改正において同事業に係る税制特例措置等（所得税、法人税、登録免許税、事業税、事業所税、住民税及び消費税の控除又は非課税化）を創設している。

②建築物の耐震化

- ・耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物について、耐震改修を行った場合の固定資産税の減額措置（2年間1/2減額）を講じている。令和5年度税制改正において、固定資産税の減額措置を令和8年3月末まで延長している。

課題の特定と今後の取組の方向性

- ・住宅の耐震化については、平成30年の初期値以降の実績値の推計がなく、また平成30年以降のトレンドを確認できないため、現時点において目標年（令和12年）に目標が達成可能か判断できないことからNと評価した。今後も、耐震改修促進法等による耐震化に向けた取組の一層の強化や、地方公共団体における耐震化の取組（補助制度の整備・充実や積極的な普及啓発等）により、引き続き住宅の耐震化に向けた取組を実施する。
- ・耐震診断義務付け対象建築物の耐震化については、要緊急安全確認大規模建築物に関しては目標年（令和7年）に向けてある程度の目標達成の目的が立ちつつあり、要安全確認計画記載建築物のうち防災拠点建築物については目標達成の目的は立ちつつあるものの、耐震診断義務付け対象建築物全体では達成が難しいものと考えられることからBと評価した。今後については、耐震改修促進法による耐震化に向けた取組の一層の強化や、地方公共団体における耐震化の取組（補助制度の整備・充実等）により令和7年の目標達成に向け、引き続き建築物の耐震化に向けた取組を実施する。

具体的には、

- ・地方ブロックごとの地方公共団体との会議を通じ、基本方針の改正内容や耐震化の進捗状況、支援制度などの周知を行い、各地方公共団体の取組に関し情報共有・意見交換を行うことで、耐震改修促進法の円滑な運用を図る。
- ・耐震診断・耐震改修の促進を図るためには、地方公共団体の補助制度による支援が重要である。特に、耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられた建築物の耐震化に際し、所有者の負担を軽減するためには、地方公共団体における補助制度の整備・充実が必要であり、地方公共団体に対し引き続き補助制度の整備・充実を要請していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局建築指導課（課長 今村 敬）

関係課：住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 勝又 賢人）

住宅局住宅生産課（課長 山下 英和）

住宅局住宅経済・法制課住宅金融室（室長 榎本 考暁）

住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）（参事官 下村 哲也）

参考指標 25 (社会資本整備重点計画 KPI 指標)

最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数◆

評価	
B	目標値：約 800 団体 (令和 7 年度) 実績値： 122 団体 (令和 4 年 9 月末) 初期値： 15 団体 (令和元年度)

(指標の定義)

最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数

(目標設定の考え方・根拠)

令和 3 年度の水防法の改正により、原則、下水道による浸水対策を実施する全ての団体において、想定最大規模降雨に対する雨水出水浸水想定区域の指定が義務付けられたところであり、そのうち、過去に浸水被害が発生しているなど、早期に指定が必要な約 800 団体を目標として設定。

(外部要因)

地元との調整状況等

(他の関係主体)

地方公共団体 (事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・気候変動適応計画 (令和 3 年 10 月 22 日)

最悪の事態も想定した対策の検討のため、浸水想定区域の指定の対象とする外力を、想定し得る最大規模のものとするとともに、洪水だけでなく、内水、高潮も対象とする。

- ・国土強靱化年次計画 2022 (令和 4 年 6 月 21 日)

中小河川の浸水想定区域の情報にかかる GIS データの整備・提供、技術的助言等により、水害リスク情報空白域の解消を促進するとともに、下水道による浸水対策を実施している地方公共団体における最大クラスの内水に対応したハザードマップの作成支援を推進する。

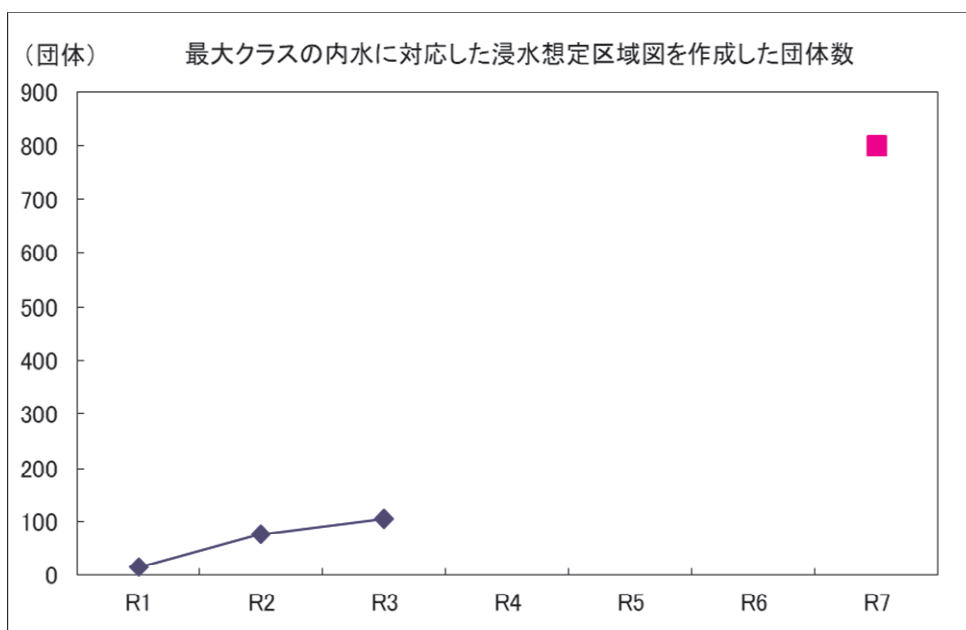
【閣決 (重点)】

社会資本整備重点計画 (令和 3 年 5 月 28 日)「第 3 章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4	
-	15	77	105		今後集計予定



主な事務事業等の概要

○ 下水道による浸水被害の軽減対策 (◎)

下水道による浸水被害の軽減対策を図るため、内水浸水リスクマネジメント推進事業を実施する地方公共団体に対して交付を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 5, 817億円の内数 (令和4年度国費)

防災・安全交付金予算額 8, 156億円の内数 (令和4年度国費)

下水道事業関連予算額 614億円の内数 (令和4年度国費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 令和4年度の実績値は集計中であるが、令和3年度までの実績値の推移は目標値に対して順調ではない。しかしながら、令和4年度より内水浸水想定区域図の作成を支援する内水浸水リスクマネジメント推進事業を創設したところであり、今後作成する団体が順調に推移すると見込まれる。

(事務事業等の実施状況)

- 平成28年度に、従来の既往最大降雨等に対する浸水想定区域図の作成に加えて、想定し得る最大規模の外力に対する浸水想定区域図を作成するための浸水想定手法等を盛り込んだ「内水浸水想定区域図作成マニュアル(案)」を公表した。
- 令和3年度に、浸水想定手法等の内容、内水浸水想定区域図の必要性等の記載を充実させ「内水浸水想定区域図作成マニュアル(案)」を改訂するとともに、手順書(案)を作成して下水道管理者に周知した。
- 令和4年度には、内水浸水想定区域図の作成を支援する内水浸水リスクマネジメント推進事業を創設した。
- 想定最大規模降雨に対応した内水ハザードマップ策定が求められる都市から構成される担当者会議を毎年開催し、その会議を通じて技術的助言・情報共有を行っている。また、都道府県が開催する浸水対策に関する勉強会において積極的に講師として出向き、周知徹底を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 令和4年度の実績値は集計中であるが、令和3年度は105団体であり、目標値である約800団体には届いていないことから、Bと評価した。
- 地方公共団体のノウハウ不足や財政面の課題があったが、マニュアルの公表や予算制度を創設したことで、内水浸水想定区域図の作成が進むと考えられるが、引き続き作成事例の展開や予算制度を継続するなど、技術的・財政的支援等を行い、最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図の作成を促進する。

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局下水道部流域管理官(流域管理官 藤井 政人)

関係課：